

【表紙】

| | |
|--|--|
| 【提出書類】 | 訂正有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成26年5月21日提出 |
| 【発行者名】 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | C E O兼執行役社長 渡邊 国夫 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋一丁目12番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 松井 秀仁 |
| 【電話番号】 | 03-3241-9511 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | ノムラファンドマスタース日本株 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | 継続募集額(平成25年11月16日から平成26年11月20日まで) 2兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、平成25年11月15日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況
第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

(5) 申込手数料

< 訂正前 >

取得申込日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。また、消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%以内となります。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

< 訂正後 >

取得申込日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

<更新後>

委託会社の概況(平成26年4月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村証券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|----------------|------------------|------------|------|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 5,150,693株 | 100% |

2 投資方針

(1) 投資方針

< 訂正前 >

[1]信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行ないます。

国内の株式市場全体のパフォーマンスを中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行ないます。

[2]野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(「NFR&T」という場合があります。)に運用の指図に関する権限の一部を委託し、NFR&Tが定性評価・定量評価等を勘案し、国内の株式の運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行ないます。

投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

委託する範囲 : 投資信託証券の運用（指定投資信託証券の見直しを含む。）
 委託先名称 : 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
 委託先所在地 : 東京都中央区
 委託に係る費用 : 上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、ファンドの信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、次の率を乗じて得た額とします。

| 平均純資産総額 | 率 |
|------------|--------|
| 100億円以下の部分 | 年0.16% |
| 100億円超の部分 | 年0.18% |

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

[3]投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への投資を通じて、実質的な国内の株式(当該投資信託証券が実質的に保有する株式

を勘案します。)の組入れが概ねフルインベストメントとなることを目途として、投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

[4]東証株価指数(TOPIX)をベンチマークとします。

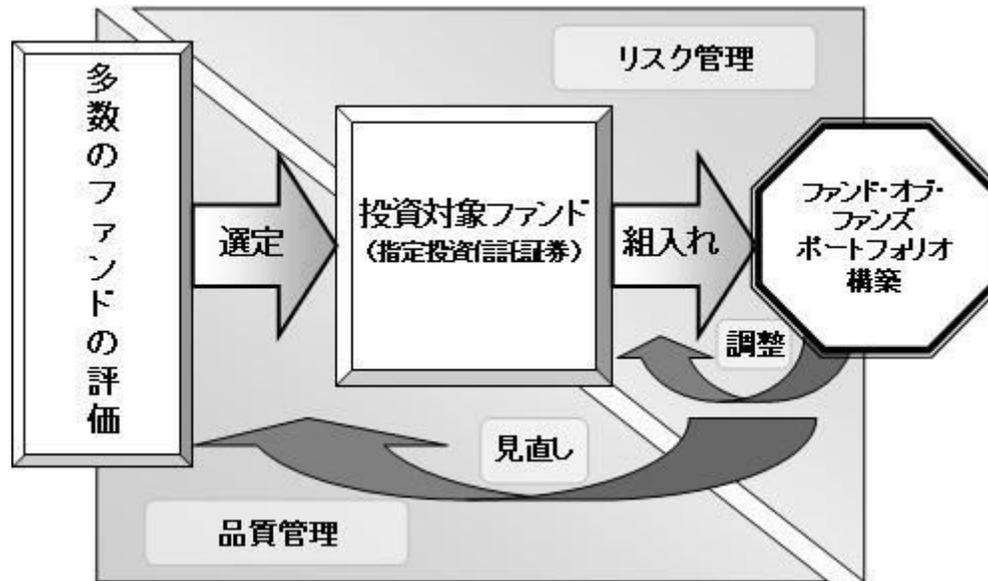
ベンチマークはわが国の株式市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」という。)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

[5]投資対象ファンドの選定やポートフォリオ構築に際しては、定性評価を重視し、ファンド間の投資手法の違いにも着目して、幅広い収益機会を追求できるよう、配慮します。

[6]投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質の維持・向上を目指します。運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいます。

[NFR&Tのファンド・オブ・ファンズの運用プロセス(イメージ図)]



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

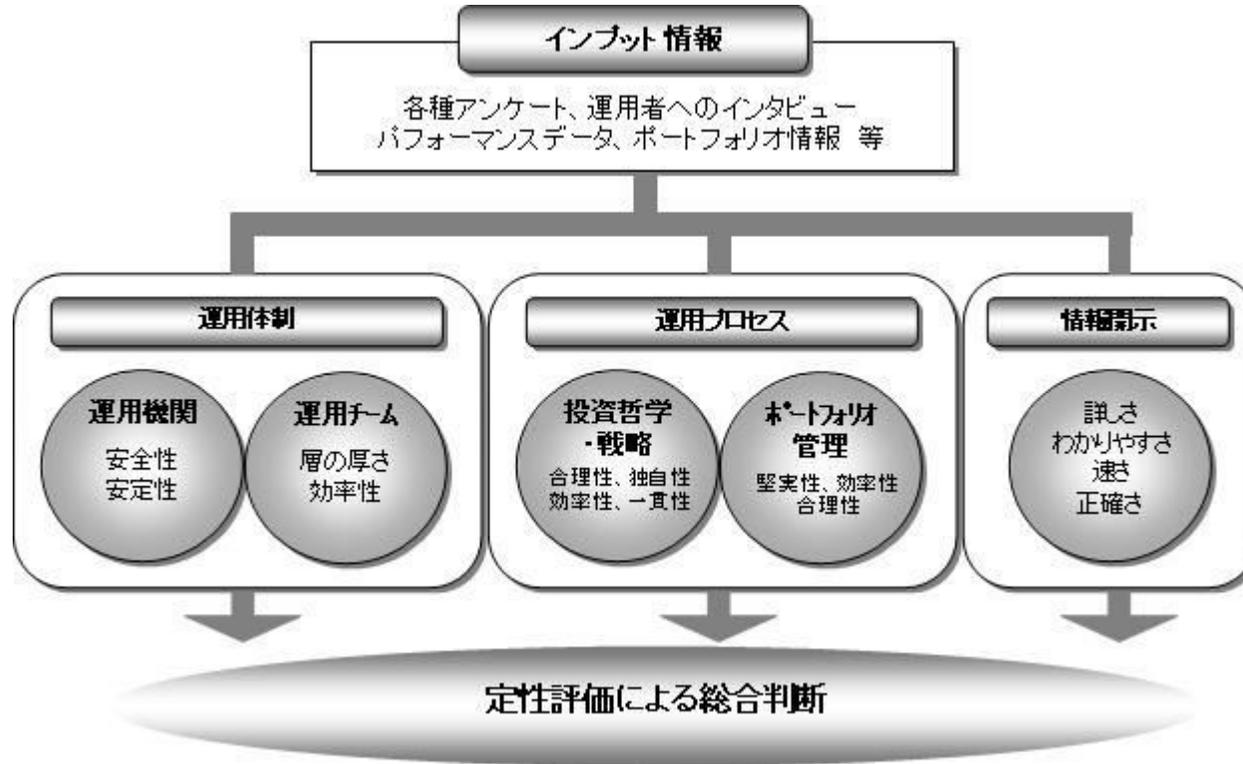
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの概要

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)は、ファンド・オブ・ファンズの運用を主たる業務とし、同時に、投資信託の分析評価、年金運用機関の調査・評価、オルタナティブ(代替)投資商品評価に携わる、野村グループの投資顧問会社です。

NFR&Tのファンドの定性評価

NFR&Tでは、過去の運用成績がただ単に「良かったか(悪かったか)」ではなく、「なぜ良かったか(悪かったか)」「(良かった場合)今後も継続するか」が大事だと考えています。そのために、多くのファンドについてその良さ(品質)を測る「定性評価」に取り組んでいます。評価には、経験と実績の

ある専任のファンド・アナリストがあたります。



上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成25年8月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

[1]信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行ないます。

国内の株式市場全体のパフォーマンスを中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行ないます。

[2]野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(「NFR&T」という場合があります。)に運用の指図に関する権限の一部を委託し、NFR&Tが定性評価・定量評価等を勘案し、国内の株式の運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行ないます。

投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券につい

ては適宜見直しを行いません。

委託する範囲 : 投資信託証券の運用（指定投資信託証券の見直しを含む。）
委託先名称 : 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
委託先所在地 : 東京都中央区
委託に係る費用 : 上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、ファンドの信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、次の率を乗じて得た額とします。

| 平均純資産総額 | 率 |
|------------|--------|
| 100億円以下の部分 | 年0.16% |
| 100億円超の部分 | 年0.18% |

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

[3]投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への投資を通じて、実質的な国内の株式(当該投資信託証券が実質的に保有する株式を勘案します。)の組入れが概ねフルインベストメントとなることを目途として、投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

[4]東証株価指数（TOPIX）をベンチマークとします。

ベンチマークはわが国の株式市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

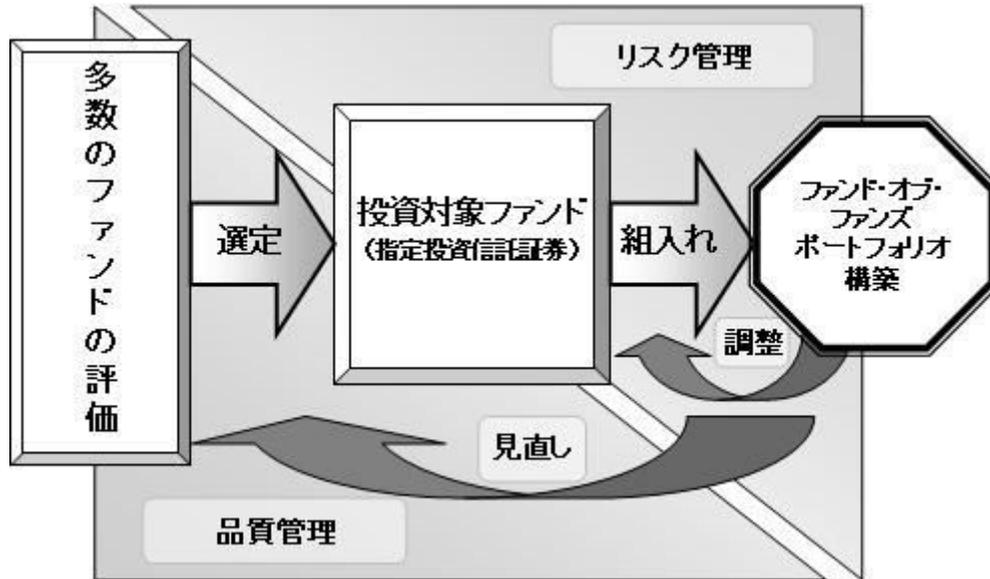
東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所（以下「(株)東京証券取引所」という。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

[5]投資対象ファンドの選定やポートフォリオ構築に際しては、定性評価を重視し、ファンド間の投資手法の違いにも着目して、幅広い収益機会を追求できるよう、配慮します。

[6]投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整

します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質の維持・向上を目指します。
運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいます。

[NFR&Tのファンド・オブ・ファンズの運用プロセス(イメージ図)]



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

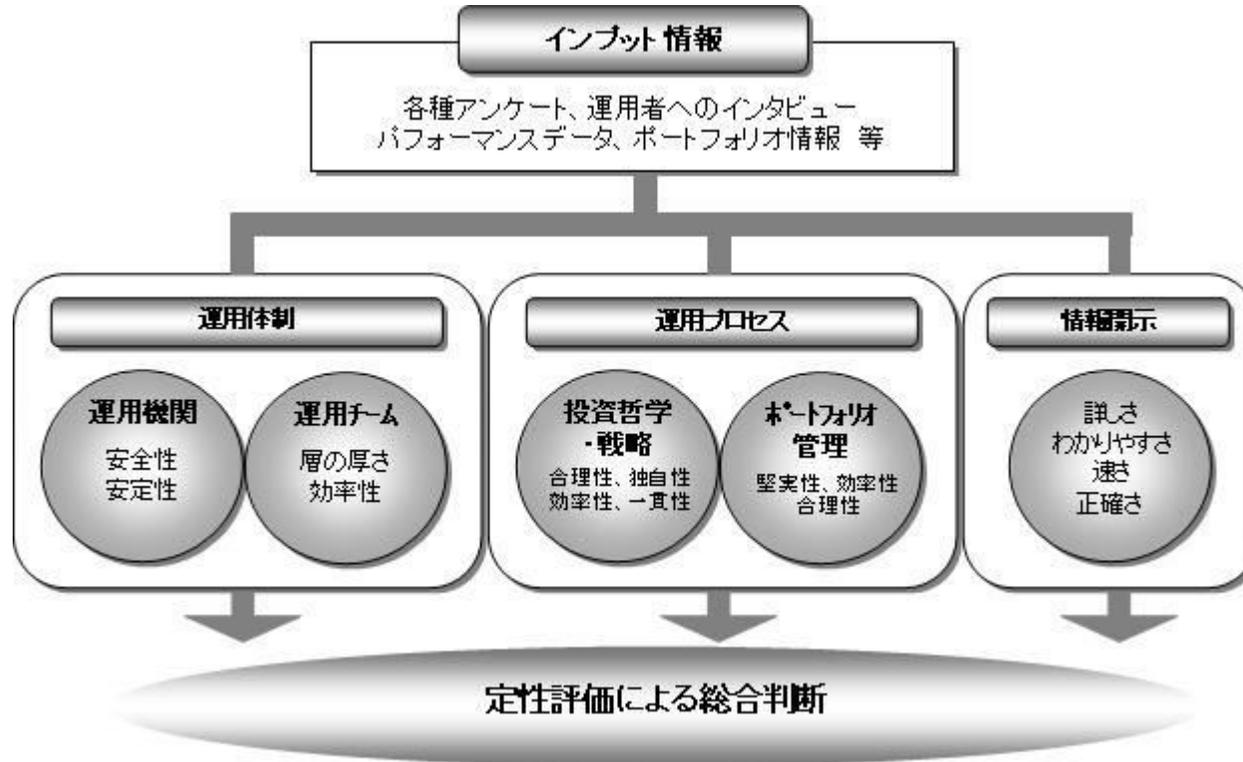
(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの概要

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)は、ファンド・オブ・ファンズの運用を主たる業務とし、同時に、投資信託の分析評価、年金運用機関の調査・評価、オルタナティブ(代替)投資商品評価に携わる、野村グループの投資顧問会社です。

NFR&Tのファンドの定性評価

NFR&Tでは、過去の運用成績がただ単に「良かったか(悪かったか)」ではなく、「なぜ良かったか(悪かったか)」「(良かった場合)今後も継続するか」が大事だと考えています。そのために、多くのファンドについてその良さ(品質)を測る「定性評価」に取り組んでいます。評価には、経験と実績のある専任のファンド・アナリストがあたります。



上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成26年2月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(2) 投資対象

<更新後>

国内の株式に実質的に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

ファンドは、以下に示す投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

| 指定投資信託証券 |
|--|
| ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用) |
| リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用) |
| ストラテジック・バリュウ・オープンF(適格機関投資家専用) |
| 野村RAFI ^(R) 日本株投信F(適格機関投資家専用) |
| JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専用) |
| フィデリティ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用) |
| アライアンス・バーンスタイン・日本バリュウ株投信F(適格機関投資家専用) |
| キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F (適格機関投資家専用) |

上記は平成26年5月21日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限るものとします。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者(委託者から委託を受けた者を含みます。以下、同じ。)は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きま
す。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益
証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成26年5月21日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです（個別に時点の記載がある場合を除きます。）。

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

以下の点につきましては、全ての指定投資信託証券に共通となっています。

| | |
|------------------------|--|
| ファンドの関係法人のうち ＜販売会社＞ | 野村信託銀行株式会社 |
| ＜申込手数料＞ | 申込手数料はかかりません。 |
| 投資の基本方針のうち ＜収益分配方針＞ | 運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。 |

指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の委託会社の概要については、後述の「指定投資信託証券の委託会社について」をご参照ください。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIXをベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(平成13年8月28日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9342%(税抜年0.865%)の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

運用については、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行いません。

わが国の株式への投資にあたっては、上場株式および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)**(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるリサーチ・アクティブ・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIXをベンチマークとします。

ファンドは、「リサーチ・アクティブ・オープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（平成13年8月28日設定）

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.6966%（税抜年0.645%）以内の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

わが国の株式を実質的な投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

株式への投資に当っては、厳選した業績成長企業群（今期あるいは来期の利益成長が期待できる企業や将来の収益成長が期待できる企業等）に中・長期的な視野から投資します。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるストラテジック・バリュー・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「ストラテジック・バリュー・オープン マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限(平成19年10月11日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.648%(税抜年0.60%)の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している株式の中から、資産・利益等に比較して株価が割安と判断され、今後の株価上昇が期待できる銘柄を厳選し、投資を行なうことを基本とします。

株式の実質的な組入にあたっては、フルインベストメントを基本とします。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、投資環境、資金動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した際には先物取引の利用も含めて株式組入比率を引き下げる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

野村RAFI^(R) 日本株投信F(適格機関投資家専用)**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託である野村RAFI^(R) 日本株投信マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「野村RAFI^(R) 日本株投信マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。
なお、株式に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(平成22年4月8日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.432%(税抜年0.40%)の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、ファンダメンタル・インデックス構成手法 を活用して、委託会社が独自に銘柄・ウェイトを選定・計算し、これをベースに株式ポートフォリオを構成することを基本とします。

当該手法は、株主資本、配当額、キャッシュフロー等のファンダメンタル指標をもとに銘柄のウェイト付けを行なう運用手法で、2014年3月現在、リサーチ・アフィリエイツ社（Research Affiliates, LLC）が知的所有権を申請中です。

株式の実質組入比率は高位を基本とします。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

^(R)
「RAFI」は、Research Affiliates, LLCの登録商標であり、野村アセットマネジメント株式会社はその使用を許諾されております。
リサーチ・アフィリエイツ社は、野村アセットマネジメントがファンドまたはアカウントの運用のために用いるRAFインデックスの収益性、有効性に関して、明示的であると黙示的であると問わず、一切の表明または保証を行なうものではなく、いかなる責任も負わないことを明記します。

JPMジャパン50・オープンF（適格機関投資家専用）

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるJPMジャパン50・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

ファンドは、主にわが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。ファンドの運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行います。

アナリストの調査・分析活動においては、「RDP株式運用ストラテジー」独自の業種分類に基づき、調査対象企業の長期的な業績予想を行います。

ポートフォリオの構築にあたっては、アナリストやポートフォリオ・マネジャーの定性的な判断(主観的判断)のみに頼ることなく、配当割引モデル(DDM)等を通じてその修正を行います。

ベンチマークであるTOPIX(配当込み)に対するリスクを一定水準に保ちつつ、安定した超過収益を積み上げることを目指します。

(B) 信託期間

無期限(平成16年11月18日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|------------------------|
| 委託会社 | JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率0.8748%(税抜0.81%)を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.0216%(税抜0.02%)を乗じて得た額(ただし、年間324万円(税抜300万円)を上限とします。)を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

日本の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざした運用を行います。

株式以外の資産への実質的な投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

フィデリティ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるフィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に実質的に投資を行ない、投資信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、TOPIX（配当金込）をベンチマークとします。

ファンドは、「フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（平成13年8月28日設定）

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|--------------|
| 委託会社 | フィデリティ投信株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.9504%（税抜年0.88%）以内の率を乗じて得た額とします。（なお、税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。）

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を投資信託財産から支払います。その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります（なお、当該上限率については変更する場合があります。）。

(E) 投資方針等

(1)投資対象

わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含まず。)されている株式を実質的に主要な投資対象とします。*

(2)投資態度(マザーファンドの投資態度を含みます。)

主としてわが国の株式に投資します。個別企業分析に基づき、わが国の高成長企業(市場平均等に比較し高い成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業)を選定し、利益成長性等と比較して妥当と判断される株価水準で投資を行いません。

個別企業分析にあたっては、日本および世界の主要拠点のアナリストによる独自の企業調査情報を活用し、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行いません。

ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本とし、リスクの分散を図ります。

株式の組入比率は、原則として高位を維持し、投資信託財産の総額の65%超を基本とします。

資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

*アジアの株式にも投資可能としておりますが、現在は主として国内株式に投資しています。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株投信F（適格機関投資家専用）**(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドはTOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとします。

ファンドは、「アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成22年4月8日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|------|--------------------|
| 委託会社 | アライアンス・バーンスタイン株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社 |

| | |
|--------------------|---|
| マザーファンドの 投資顧問会社 | アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー アライアンス・バーンスタイン・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド |
|--------------------|---|

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.594%（税抜年0.55%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社
が受ける報酬は、ファンドの信託報酬の中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入
有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限として信託財産から支払います（なお、当該上限率については変更する場合があります）。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。

ファンダメンタル分析と定量分析の二つの観点を融合させたボトムアップによる個別銘柄選択をもとにバリュー株式運用を行います。

株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

株式以外の資産への実質的な投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

次の投資顧問会社にマザーファンドの運用の指図に関する権限の一部を委託します。

- ・アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
- ・アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
- ・アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
- ・アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入
ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場
合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

実質外貨建資産への投資は行いません。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F（適格機関投資家専用）**(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託である「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行い、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行うことを基本とします。

ファンドは、TOPIX(配当込み)をベンチマークとします。

ファンドは、「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

キャピタル・グループの運用の特徴・・・

“徹底した個別銘柄調査”、“現地調査とグローバル・アプローチの融合”、“長期投資”、“複数の運用担当者による独自の運用システムによる多様なアイデアの反映と運用の継続性”などが挙げられます。その中でも特徴的な運用システムは、1つのアカウントの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で行った投資判断を反映し、最終的なポートフォリオを構築するものであり、さまざまな投資環境において市場を上回る成果の達成を目指します。

(この運用システムは1958年からキャピタル・グループにおいて採用されています。)

(B)信託期間

無期限(平成19年4月5日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|----------------|-----------------------------------|
| 委託会社 | キャピタル・インターナショナル株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| マザーファンドの投資顧問会社 | キャピタル・インターナショナル・インク ^{*1} |

*1. マザーファンドの運用指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。キャピタル・インターナショナル・インクは、キャピタル・インターナショナル株式会社と同様にキャピタル・グループ・インターナショナル・インク傘下の運用会社であり、キャピタル・グループの一員です。

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.621%(税抜年0.575%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。信託財産に係る監査費用については、上限を年額60万4千800円(税抜56万円)とし日々計上します。またその他の費用(ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務に係る諸費用等)等についても信託財産から支払います。上記その他の費用については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができません。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

主としてわが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）（これに準ずるものを含む）に上場されている株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含む）を主要投資対象とします。

運用については、マイクロ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指す、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。

投資に当たっては、上場株式等の中から、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行うことを基本とします。

株式の実質組入比率は、高位を維持することを基本とします。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

マザーファンドを除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブ取引は主にヘッジ目的で使用しますが、市況動向等によってはヘッジ目的以外で使用する場合があります。

ベンチマークについて

東証株価指数（TOPIX）またはTOPIX（配当金込）（TOPIX（配当込み））は、株式会社東京証券取引所（以下「（株）東京証券取引所」という。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有しています。（株）東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

指定投資信託証券の委託会社について

指定投資信託証券の委託会社の沿革は、以下の通りです。

野村アセットマネジメント株式会社

昭和34年(1959年)12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

| | |
|-------------------|---|
| 平成9年(1997年)10月1日 | 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更 |
| 平成12年(2000年)11月1日 | 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更 |
| 平成15年(2003年)6月27日 | 委員会等設置会社へ移行 |

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

| | |
|--------------|--|
| 昭和46年(1971年) | ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設 |
| 昭和60年(1985年) | ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。 |
| 平成2年(1990年) | ジャーディン・フレミング投信株式会社設立 |
| 平成7年(1995年) | ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。 |
| 平成13年(2001年) | ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更 |
| 平成18年(2006年) | JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更 |
| 平成20年(2008年) | JPモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受 |

フィデリティ投信株式会社

| | |
|--------------|-----------------------------------|
| 昭和61年(1986年) | フィデリティ投資顧問株式会社設立 |
| 昭和62年(1987年) | 投資顧問業登録 |
| 同年 | 投資一任業務の認可取得 |
| 平成7年(1995年) | 社名をフィデリティ投信株式会社に変更 |
| 同年 | 投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営 |
| 平成19年(2007年) | 金融商品取引業者として登録 |

アライアンス・バーンスタイン株式会社

| | |
|-------------|--|
| 平成 8年10月28日 | アライアンス・キャピタル投信株式会社設立 |
| 平成 8年12月 3日 | 証券投資信託法上の委託会社としての免許取得 |
| 平成11年12月 9日 | 投資一任契約に係る業務の認可 |
| 平成12年 1月 1日 | 商号を「アライアンス・キャピタル投信株式会社」から「アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社」に変更 |
| 平成18年 4月 3日 | 商号を「アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社」から「アライアンス・バーンスタイン株式会社」に変更 |

キャピタル・インターナショナル株式会社

| | |
|----------------|-----------------------|
| 昭和61年(1986年)3月 | キャピタル・インターナショナル株式会社設立 |
|----------------|-----------------------|

| | |
|----------------|--|
| 昭和62年(1987年)3月 | 投資顧問業の登録 |
| 同年9月 | 投資一任業務の認可取得 |
| 平成18年(2006年)2月 | 投資信託委託業務の認可取得 |
| 平成19年(2007年)9月 | 金融商品取引業登録 |
| 平成20年(2008年)7月 | キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受 |

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

<更新後>

取得申込日の翌営業日の基準価額に3.24%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(3) 信託報酬等

<更新後>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の81(税抜年10,000分の75)の率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

| <信託財産の純資産総額> | <委託会社> | <販売会社> | <受託会社> |
|--------------|-------------|-------------|------------|
| 500億円以下の部分 | 年10,000分の27 | 年10,000分の45 | 年10,000分の3 |
| 500億円超の部分 | 年10,000分の28 | 年10,000分の45 | 年10,000分の2 |

上記の信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

また、投資顧問会社(NFR&T)が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から信託報酬支払いのときならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、次の率を乗じて得た額とします。

| 平均純資産総額 | 率 |
|------------|--------|
| 100億円以下の部分 | 年0.16% |
| 100億円超の部分 | 年0.18% |

なお、この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

(参考)ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

| 投資信託証券の名称 | 信託報酬率(税抜・年率) |
|-----------------------------------|--------------|
| ノムラ・ジャパン・オープンF | 0.865% |
| リサーチ・アクティブ・オープンF | 0.645%以内 |
| ストラテジック・バリュウ・オープンF | 0.60% |
| 野村RAFI ^(R) 日本株投信F | 0.40% |
| JPMジャパン50・オープンF | 0.81% |
| フィデリティ・ジャパン・オープンF | 0.88%以内 |
| アライアンス・バーンスタイン・日本バリュウ株投信F | 0.55% |
| キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F | 0.575% |

指定投資信託証券の税込の信託報酬率については「(参考)指定投資信託証券について」の「管理報酬等」をご参照ください。

上記の信託報酬率は、平成26年5月21日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

上記の他、監査費用等の費用も別途がかかります。なお、申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、NFR&Tが試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

| |
|----------------------|
| 実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値 |
| 1.55% ± 0.20%程度 |

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成26年5月21日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

(5) 課税上の取扱い

< 更新後 >

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除の適用があります。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得

との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、原則として益金不算入制度の適用が可能です。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

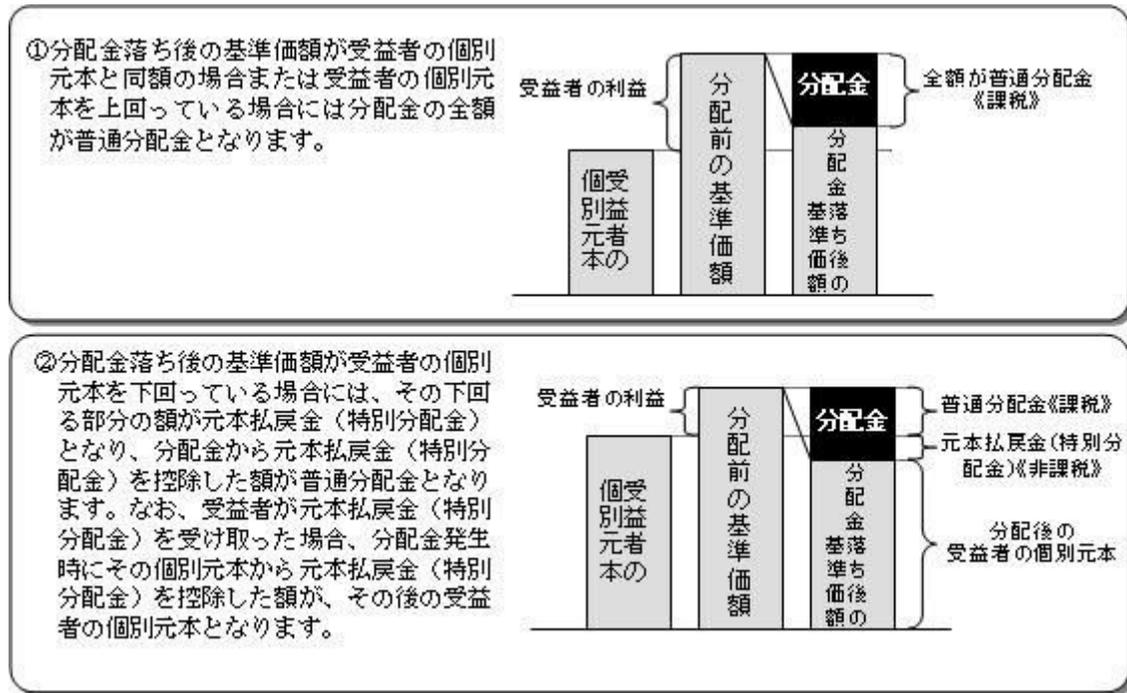
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5 運用状況

以下は平成26年 3月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|--------------------|--------|---------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 4,471,698,771 | 99.35 |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | | 29,047,515 | 0.64 |
| 合計（純資産総額） | | 4,500,746,286 | 100.00 |

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

| 順位 | 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 （円） | 簿価 金額 （円） | 評価 単価 （円） | 評価 金額 （円） | 投資 比率 （％） |
|----|--------|----------|--|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 投資信託受益証券 | ストラテジック・バリュウ・オープンF（適格機関投資家専用） | 82,616 | 10,157 | 839,130,712 | 9,828 | 811,950,048 | 18.04 |
| 2 | 日本 | 投資信託受益証券 | アライアンス・バーンスタイン・日本バリュウ株投信F（適格機関投資家専用） | 55,066 | 13,197 | 726,756,029 | 12,879 | 709,195,014 | 15.75 |
| 3 | 日本 | 投資信託受益証券 | JPMジャパン50・オープンF（適格機関投資家専用） | 50,863 | 12,681 | 644,993,703 | 12,321 | 626,683,023 | 13.92 |
| 4 | 日本 | 投資信託受益証券 | リサーチ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用） | 40,919 | 14,885 | 609,098,804 | 14,514 | 593,898,366 | 13.19 |
| 5 | 日本 | 投資信託受益証券 | キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F（適格機関投資家専用） | 60,611 | 9,123 | 553,001,068 | 8,949 | 542,407,839 | 12.05 |
| 6 | 日本 | 投資信託受益証券 | フィデリティ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用） | 32,769 | 14,824 | 485,767,656 | 14,461 | 473,872,509 | 10.52 |
| 7 | 日本 | 投資信託受益証券 | 野村RAFI(R)日本株投信F（適格機関投資家専用） | 30,435 | 13,601 | 413,959,414 | 13,421 | 408,468,135 | 9.07 |
| 8 | 日本 | 投資信託受益証券 | ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用） | 24,821 | 12,730 | 315,974,610 | 12,297 | 305,223,837 | 6.78 |

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 投資比率（％） |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 99.35 |
| 合計 | 99.35 |

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成26年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

| | | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額(円) | |
|---------|---------------|------------|--------|--------------|--------|
| | | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1計算期間 | (2005年 2月28日) | 11,033 | 11,579 | 1.0101 | 1.0601 |
| 第2計算期間 | (2005年 8月29日) | 11,525 | 12,069 | 1.0598 | 1.1098 |
| 第3計算期間 | (2006年 2月28日) | 59,294 | 61,570 | 1.3025 | 1.3525 |
| 第4計算期間 | (2006年 8月29日) | 52,390 | 54,553 | 1.2107 | 1.2607 |
| 第5計算期間 | (2007年 2月28日) | 40,109 | 41,639 | 1.3112 | 1.3612 |
| 第6計算期間 | (2007年 8月29日) | 26,348 | 27,528 | 1.1161 | 1.1661 |
| 第7計算期間 | (2008年 2月28日) | 20,055 | 20,055 | 0.9509 | 0.9509 |
| 第8計算期間 | (2008年 8月29日) | 16,488 | 16,488 | 0.8392 | 0.8392 |
| 第9計算期間 | (2009年 3月 2日) | 9,204 | 9,204 | 0.5076 | 0.5076 |
| 第10計算期間 | (2009年 8月31日) | 10,943 | 10,943 | 0.6706 | 0.6706 |
| 第11計算期間 | (2010年 3月 1日) | 8,771 | 8,771 | 0.6282 | 0.6282 |
| 第12計算期間 | (2010年 8月30日) | 6,699 | 6,699 | 0.5788 | 0.5788 |
| 第13計算期間 | (2011年 2月28日) | 6,830 | 6,830 | 0.6820 | 0.6820 |

| | | | | | |
|---------|---------------|-------|-------|--------|--------|
| 第14計算期間 | (2011年 8月29日) | 4,951 | 4,951 | 0.5489 | 0.5489 |
| 第15計算期間 | (2012年 2月28日) | 5,115 | 5,115 | 0.6131 | 0.6131 |
| 第16計算期間 | (2012年 8月29日) | 4,257 | 4,257 | 0.5454 | 0.5454 |
| 第17計算期間 | (2013年 2月28日) | 4,912 | 4,912 | 0.6991 | 0.6991 |
| 第18計算期間 | (2013年 8月29日) | 5,388 | 5,388 | 0.8256 | 0.8256 |
| 第19計算期間 | (2014年 2月28日) | 4,644 | 4,644 | 0.9078 | 0.9078 |
| | 2013年 3月末日 | 5,250 | | 0.7655 | |
| | 4月末日 | 5,829 | | 0.8584 | |
| | 5月末日 | 5,707 | | 0.8440 | |
| | 6月末日 | 5,490 | | 0.8175 | |
| | 7月末日 | 5,590 | | 0.8523 | |
| | 8月末日 | 5,398 | | 0.8272 | |
| | 9月末日 | 5,892 | | 0.9073 | |
| | 10月末日 | 5,768 | | 0.8994 | |
| | 11月末日 | 5,965 | | 0.9427 | |
| | 12月末日 | 5,996 | | 0.9651 | |
| | 2014年 1月末日 | 5,647 | | 0.9168 | |
| | 2月末日 | 4,644 | | 0.9078 | |
| | 3月末日 | 4,500 | | 0.8843 | |

分配の推移

| | 計算期間 | 1口当たりの分配金 |
|--------|-------------------------|-----------|
| 第1計算期間 | 2004年 8月20日～2005年 2月28日 | 0.0500円 |
| 第2計算期間 | 2005年 3月 1日～2005年 8月29日 | 0.0500円 |
| 第3計算期間 | 2005年 8月30日～2006年 2月28日 | 0.0500円 |
| 第4計算期間 | 2006年 3月 1日～2006年 8月29日 | 0.0500円 |

| | | |
|---------|-------------------------|---------|
| 第5計算期間 | 2006年 8月30日～2007年 2月28日 | 0.0500円 |
| 第6計算期間 | 2007年 3月 1日～2007年 8月29日 | 0.0500円 |
| 第7計算期間 | 2007年 8月30日～2008年 2月28日 | 0.0000円 |
| 第8計算期間 | 2008年 2月29日～2008年 8月29日 | 0.0000円 |
| 第9計算期間 | 2008年 8月30日～2009年 3月 2日 | 0.0000円 |
| 第10計算期間 | 2009年 3月 3日～2009年 8月31日 | 0.0000円 |
| 第11計算期間 | 2009年 9月 1日～2010年 3月 1日 | 0.0000円 |
| 第12計算期間 | 2010年 3月 2日～2010年 8月30日 | 0.0000円 |
| 第13計算期間 | 2010年 8月31日～2011年 2月28日 | 0.0000円 |
| 第14計算期間 | 2011年 3月 1日～2011年 8月29日 | 0.0000円 |
| 第15計算期間 | 2011年 8月30日～2012年 2月28日 | 0.0000円 |
| 第16計算期間 | 2012年 2月29日～2012年 8月29日 | 0.0000円 |
| 第17計算期間 | 2012年 8月30日～2013年 2月28日 | 0.0000円 |
| 第18計算期間 | 2013年 3月 1日～2013年 8月29日 | 0.0000円 |
| 第19計算期間 | 2013年 8月30日～2014年 2月28日 | 0.0000円 |

収益率の推移

| | 計算期間 | 収益率 |
|--------|-------------------------|-------|
| 第1計算期間 | 2004年 8月20日～2005年 2月28日 | 6.0% |
| 第2計算期間 | 2005年 3月 1日～2005年 8月29日 | 9.9% |
| 第3計算期間 | 2005年 8月30日～2006年 2月28日 | 27.6% |
| 第4計算期間 | 2006年 3月 1日～2006年 8月29日 | 3.2% |
| 第5計算期間 | 2006年 8月30日～2007年 2月28日 | 12.4% |
| 第6計算期間 | 2007年 3月 1日～2007年 8月29日 | 11.1% |
| 第7計算期間 | 2007年 8月30日～2008年 2月28日 | 14.8% |
| 第8計算期間 | 2008年 2月29日～2008年 8月29日 | 11.7% |

| | | |
|---------|-------------------------|-------|
| 第9計算期間 | 2008年 8月30日～2009年 3月 2日 | 39.5% |
| 第10計算期間 | 2009年 3月 3日～2009年 8月31日 | 32.1% |
| 第11計算期間 | 2009年 9月 1日～2010年 3月 1日 | 6.3% |
| 第12計算期間 | 2010年 3月 2日～2010年 8月30日 | 7.9% |
| 第13計算期間 | 2010年 8月31日～2011年 2月28日 | 17.8% |
| 第14計算期間 | 2011年 3月 1日～2011年 8月29日 | 19.5% |
| 第15計算期間 | 2011年 8月30日～2012年 2月28日 | 11.7% |
| 第16計算期間 | 2012年 2月29日～2012年 8月29日 | 11.0% |
| 第17計算期間 | 2012年 8月30日～2013年 2月28日 | 28.2% |
| 第18計算期間 | 2013年 3月 1日～2013年 8月29日 | 18.1% |
| 第19計算期間 | 2013年 8月30日～2014年 2月28日 | 10.0% |

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）設定及び解約の実績

| | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|---------|-------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 第1計算期間 | 2004年 8月20日～2005年 2月28日 | 11,544,394,768 | 621,229,182 | 10,923,165,586 |
| 第2計算期間 | 2005年 3月 1日～2005年 8月29日 | 3,921,476,543 | 3,969,728,603 | 10,874,913,526 |
| 第3計算期間 | 2005年 8月30日～2006年 2月28日 | 40,056,690,733 | 5,407,981,458 | 45,523,622,801 |
| 第4計算期間 | 2006年 3月 1日～2006年 8月29日 | 7,232,971,815 | 9,484,359,717 | 43,272,234,899 |
| 第5計算期間 | 2006年 8月30日～2007年 2月28日 | 2,480,230,343 | 15,163,273,893 | 30,589,191,349 |
| 第6計算期間 | 2007年 3月 1日～2007年 8月29日 | 1,694,608,947 | 8,677,371,497 | 23,606,428,799 |
| 第7計算期間 | 2007年 8月30日～2008年 2月28日 | 1,157,029,657 | 3,672,877,682 | 21,090,580,774 |
| 第8計算期間 | 2008年 2月29日～2008年 8月29日 | 216,748,443 | 1,659,503,118 | 19,647,826,099 |
| 第9計算期間 | 2008年 8月30日～2009年 3月 2日 | 32,262,803 | 1,546,552,456 | 18,133,536,446 |
| 第10計算期間 | 2009年 3月 3日～2009年 8月31日 | 267,136,655 | 2,081,498,642 | 16,319,174,459 |

| | | | | |
|---------|-------------------------|-------------|---------------|----------------|
| 第11計算期間 | 2009年 9月 1日～2010年 3月 1日 | 157,892,396 | 2,514,211,094 | 13,962,855,761 |
| 第12計算期間 | 2010年 3月 2日～2010年 8月30日 | 7,790,444 | 2,397,546,168 | 11,573,100,037 |
| 第13計算期間 | 2010年 8月31日～2011年 2月28日 | 4,010,236 | 1,562,382,257 | 10,014,728,016 |
| 第14計算期間 | 2011年 3月 1日～2011年 8月29日 | 3,432,707 | 996,986,276 | 9,021,174,447 |
| 第15計算期間 | 2011年 8月30日～2012年 2月28日 | 8,421,062 | 685,521,619 | 8,344,073,890 |
| 第16計算期間 | 2012年 2月29日～2012年 8月29日 | 451,836 | 538,249,387 | 7,806,276,339 |
| 第17計算期間 | 2012年 8月30日～2013年 2月28日 | 1,166,868 | 781,571,637 | 7,025,871,570 |
| 第18計算期間 | 2013年 3月 1日～2013年 8月29日 | 93,377,571 | 592,500,607 | 6,526,748,534 |
| 第19計算期間 | 2013年 8月30日～2014年 2月28日 | 17,301,891 | 1,427,058,758 | 5,116,991,667 |

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

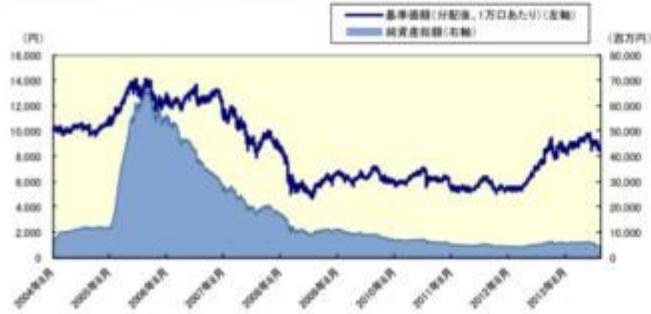
参考情報

< 更新後 >

運用実績 (2014年3月31日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次、設定来)



分配の推移

(1万円あたり、課税前)

| | |
|---------|---------|
| 2014年2月 | 0 円 |
| 2013年8月 | 0 円 |
| 2013年2月 | 0 円 |
| 2012年8月 | 0 円 |
| 2012年2月 | 0 円 |
| 設定来累計 | 3,000 円 |

主要な資産の状況

銘柄別投資比率

| 順位 | 銘柄 (「適格機関投資家専用」を省略しております。) | 投資比率 (%) |
|----|-----------------------------------|-------------|
| 1 | ストラテジック・バリュー・オープンF | 18.0 |
| 2 | アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株投信F | 15.8 |
| 3 | JPMジャパン50・オープンF | 13.9 |
| 4 | リサーチ・アクティブ・オープンF | 13.2 |
| 5 | キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F | 12.1 |
| 6 | フィデリティ・ジャパン・オープンF | 10.5 |
| 7 | 野村RAFI日本株投信F | 9.1 |
| 8 | ノムラ・ジャパン・オープンF | 8.8 |

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2014年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

第2【管理及び運営】

1 申込（販売）手続等

< 訂正前 >

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。原則として、お買付け後のコース変更はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

()取得申込日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。また、消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%以内となります。

()収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

< 訂正後 >

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。原則として、お買付け後のコース変更はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

()取得申込日の翌営業日の基準価額に3.24%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

()収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の

振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

第3【ファンドの経理状況】

ノムラファンドマスターズ日本株

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(平成25年8月30日から平成26年2月28日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

| | (単位：円) | |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| | 第18期 (平成25年 8月29日現在) | 第19期 (平成26年 2月28日現在) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 70,089,733 | 66,394,014 |
| 投資信託受益証券 | 5,343,264,341 | 4,519,839,465 |
| 未収入金 | - | 1,001,461,370 |
| 未収利息 | 151 | 141 |
| 流動資産合計 | 5,413,354,225 | 5,587,694,990 |
| 資産合計 | 5,413,354,225 | 5,587,694,990 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 2,928,610 | 919,900,011 |
| 未払受託者報酬 | 880,211 | 909,872 |
| 未払委託者報酬 | 21,124,986 | 21,836,900 |
| その他未払費用 | 87,961 | 90,931 |
| 流動負債合計 | 25,021,768 | 942,737,714 |
| 負債合計 | 25,021,768 | 942,737,714 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 6,526,748,534 | 5,116,991,667 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 1,138,416,077 | 472,034,391 |
| (分配準備積立金) | 303,095,052 | 237,990,023 |
| 元本等合計 | 5,388,332,457 | 4,644,957,276 |
| 純資産合計 | 5,388,332,457 | 4,644,957,276 |
| 負債純資産合計 | 5,413,354,225 | 5,587,694,990 |

(2) 損益及び剰余金計算書

| | (単位：円) | |
|-------------|--|--|
| | 第18期 自 平成25年 3月 1日 至 平成25年 8月29日 | 第19期 自 平成25年 8月30日 至 平成26年 2月28日 |
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 23,935 | 25,116 |
| 有価証券売買等損益 | 904,338,604 | 576,144,374 |
| その他収益 | 260,754 | - |
| 営業収益合計 | 904,623,293 | 576,169,490 |

| | 第18期 自 平成25年 3月 1日 至 平成25年 8月29日 | 第19期 自 平成25年 8月30日 至 平成26年 2月28日 |
|---|--|--|
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 880,211 | 909,872 |
| 委託者報酬 | 21,124,986 | 21,836,900 |
| その他費用 | 87,961 | 90,931 |
| 営業費用合計 | 22,093,158 | 22,837,703 |
| 営業利益又は営業損失() | 882,530,135 | 553,331,787 |
| 経常利益又は経常損失() | 882,530,135 | 553,331,787 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 882,530,135 | 553,331,787 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 73,045,110 | 134,505,060 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 2,113,843,369 | 1,138,416,077 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 177,976,048 | 249,710,532 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 177,976,048 | 249,710,532 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 12,033,781 | 2,155,573 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 12,033,781 | 2,155,573 |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 1,138,416,077 | 472,034,391 |

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|------------------------|---|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 |
| 2. 費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4. その他 | 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成25年 8月30日から平成26年 2月28日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第18期 平成25年 8月29日現在 | 第19期 平成26年 2月28日現在 |
|--|--|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数 6,526,748,534口 | 1. 計算期間の末日における受益権の総数 5,116,991,667口 |
| 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,138,416,077円 | 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 472,034,391円 |
| 3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8256円 (10,000口当たり純資産額) (8,256円) | 3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9078円 (10,000口当たり純資産額) (9,078円) |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 第18期 自 平成25年 3月 1日 至 平成25年 8月29日 | 第19期 自 平成25年 8月30日 至 平成26年 2月28日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----------------|----------|--------------|---|----------|---------------------------|---|----|--------|---|--------------|----------|---|--------------|---------------|-----------|--------------|--------------|---|----------------|-------------------|----------------|--------|----------------|---|----|---------|----------------|----|--|----|---|---------|--------------|---|---------|---------------------------|---|----|--------|---|--------------|----------|---|--------------|---------------|-----------|--------------|--------------|---|----------------|-------------------|----------------|--------|----------------|---|----|---------|----------------|----|
| <p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>支払金額 4,421,999円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: right;">270,028円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: right;">270,028円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: right;">424,295,605円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: right;">302,825,024円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: center;">E=A+B+C+D</td> <td style="text-align: right;">727,390,657円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: center;">F</td> <td style="text-align: right;">6,526,748,534口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td style="text-align: center;">G=E/F × 10,000</td> <td style="text-align: right;">1,114円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td style="text-align: center;">H</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: center;">I=F × H/10,000</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | A | 270,028円 | 費用控除後の配当等収益額 | A | 270,028円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 0円 | 収益調整金額 | C | 424,295,605円 | 分配準備積立金額 | D | 302,825,024円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 727,390,657円 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 6,526,748,534口 | 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F × 10,000 | 1,114円 | 10,000口当たり分配金額 | H | 0円 | 収益分配金金額 | I=F × H/10,000 | 0円 | <p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>支払金額 4,505,185円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: right;">19,871円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: right;">19,871円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: right;">333,284,566円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: right;">237,970,152円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: center;">E=A+B+C+D</td> <td style="text-align: right;">571,274,589円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: center;">F</td> <td style="text-align: right;">5,116,991,667口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td style="text-align: center;">G=E/F × 10,000</td> <td style="text-align: right;">1,116円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td style="text-align: center;">H</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: center;">I=F × H/10,000</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | A | 19,871円 | 費用控除後の配当等収益額 | A | 19,871円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 0円 | 収益調整金額 | C | 333,284,566円 | 分配準備積立金額 | D | 237,970,152円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 571,274,589円 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 5,116,991,667口 | 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F × 10,000 | 1,116円 | 10,000口当たり分配金額 | H | 0円 | 収益分配金金額 | I=F × H/10,000 | 0円 |
| 項目 | A | 270,028円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 270,028円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 0円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益調整金額 | C | 424,295,605円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金額 | D | 302,825,024円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 727,390,657円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 6,526,748,534口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F × 10,000 | 1,114円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 0円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配金金額 | I=F × H/10,000 | 0円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | A | 19,871円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 19,871円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 0円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益調整金額 | C | 333,284,566円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金額 | D | 237,970,152円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 571,274,589円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 5,116,991,667口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F × 10,000 | 1,116円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000口当たり分配金額 | H | 0円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配金金額 | I=F × H/10,000 | 0円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

| 第18期 自 平成25年 3月 1日 至 平成25年 8月29日 | 第19期 自 平成25年 8月30日 至 平成26年 2月28日 |
|--|---|
| <p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> | <p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> |

| | |
|---|----|
| <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p> | 同左 |
|---|----|

(2)金融商品の時価等に関する事項

| 第18期 平成25年 8月29日現在 | 第19期 平成26年 2月28日現在 |
|---|---|
| <p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> | <p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p> |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第18期 自 平成25年 3月 1日 至 平成25年 8月29日 | 第19期 自 平成25年 8月30日 至 平成26年 2月28日 |
|---|--|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。 | 同左 |

(その他の注記)

1 元本の移動

| 第18期 自 平成25年 3月 1日 至 平成25年 8月29日 | 第19期 自 平成25年 8月30日 至 平成26年 2月28日 |
|--|--|
| 期首元本額 7,025,871,570円 | 期首元本額 6,526,748,534円 |

| | | | |
|-----------|--------------|-----------|----------------|
| 期中追加設定元本額 | 93,377,571円 | 期中追加設定元本額 | 17,301,891円 |
| 期中一部解約元本額 | 592,500,607円 | 期中一部解約元本額 | 1,427,058,758円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 第18期 自 平成25年 3月 1日 至 平成25年 8月29日 | 第19期 自 平成25年 8月30日 至 平成26年 2月28日 |
|----------|--|--|
| | 損益に含まれた評価差額（円） | |
| 投資信託受益証券 | 698,598,276 | 416,160,692 |
| 合計 | 698,598,276 | 416,160,692 |

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成26年 2月28日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成26年 2月28日現在)

(単位:円)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----------|-----|------------------------------|------|-------------|----|
| 投資信託受益証券 | 日本円 | ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用) | | 310,429,452 | |
| | | リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用) | | 607,586,976 | |
| | | フィデリティ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用) | | 485,767,656 | |
| | | JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専用) | | 644,993,703 | |

| | | |
|----|--|-------------------------|
| 小計 | キャピタル・インターナショナル・ ジャパン・エクイティ・ファンド F (適格機関投資家専用) | 552,038,496 |
| | ストラテジック・バリュー・オープ ンF(適格機関投資家専用) | 839,547,149 |
| | 野村RAFI(R)日本株投信F(適格機関 投資家専用) | 363,651,808 |
| | アライアンス・バーンスタイン・日 本バリュー株投信F(適格機関投資家 専用) | 715,824,225 |
| | 銘柄数：8 組入時価比率：97.3% | 4,519,839,465 100.0% |
| 合計 | | 4,519,839,465 |

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成26年 3月31日現在

| | |
|----------------|----------------|
| 資産総額 | 4,508,186,873円 |
| 負債総額 | 7,440,587円 |
| 純資産総額(-) | 4,500,746,286円 |
| 発行済口数 | 5,089,447,095口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.8843円 |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

< 更新後 >

(1) 資本金の額

平成26年4月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

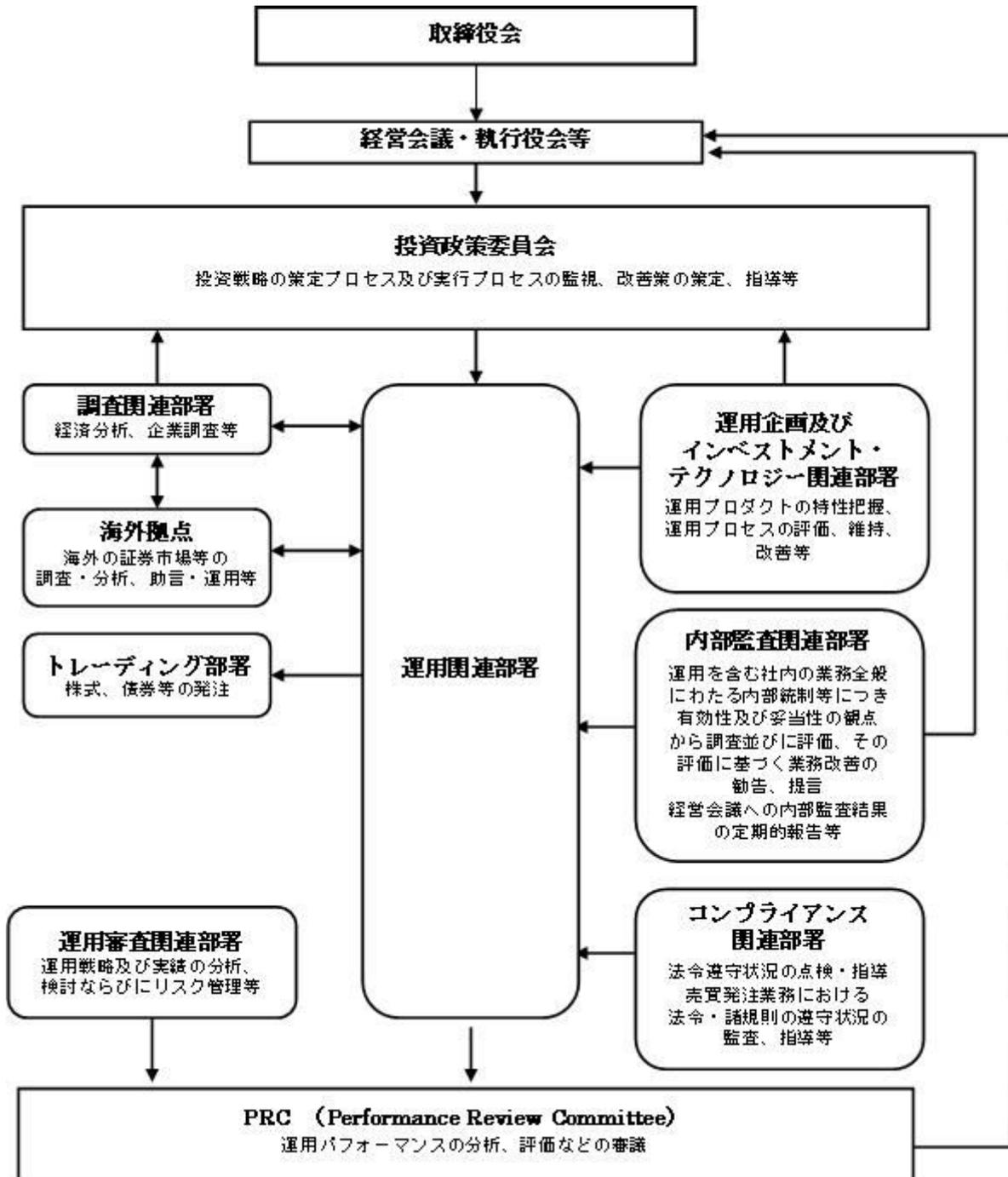
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 事業の内容及び営業の概況

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成26年3月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

| 種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|------------|-----|------------|
| 追加型株式投資信託 | 799 | 13,561,633 |
| 単位型株式投資信託 | 44 | 237,247 |
| 追加型公社債投資信託 | 18 | 6,139,565 |
| 単位型公社債投資信託 | 27 | 315,033 |
| 合計 | 888 | 20,253,478 |

3 委託会社等の経理状況

< 更新後 >

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1) 貸借対照表

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|---------|----------|-----------------------|-----------------------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| (資産の部) | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金・預金 | | 240 | 333 |
| 金銭の信託 | | 50,326 | 51,061 |
| 有価証券 | | 1,800 | 4,500 |
| 短期貸付金 | | 153 | - |
| 前払費用 | | 37 | 29 |
| 未収入金 | | 217 | 271 |
| 未収委託者報酬 | | 8,149 | 8,651 |
| 未収収益 | | 4,200 | 4,224 |
| 繰延税金資産 | | 1,402 | 1,504 |

| | | | | | |
|----------|---|--------|--------|--------|---------|
| その他 | | | 14 | | 12 |
| 貸倒引当金 | | | 6 | | 6 |
| 流動資産計 | | | 66,535 | | 70,582 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | 1,677 | | 1,470 |
| 建物 | 2 | 516 | | 485 | |
| 器具備品 | 2 | 1,161 | | 985 | |
| 無形固定資産 | | | 9,754 | | 8,458 |
| ソフトウェア | | 9,753 | | 8,457 | |
| 電話加入権 | | 1 | | 1 | |
| その他 | | 0 | | 0 | |
| 投資その他の資産 | | | 21,505 | | 21,443 |
| 投資有価証券 | | 6,691 | | 9,061 | |
| 関係会社株式 | | 14,429 | | 12,092 | |
| 従業員長期貸付金 | | 29 | | 29 | |
| 長期差入保証金 | | 57 | | 55 | |
| 長期前払費用 | | 23 | | 19 | |
| その他 | | 273 | | 184 | |
| 貸倒引当金 | | 0 | | 0 | |
| 固定資産計 | | | 32,937 | | 31,373 |
| 資産合計 | | | 99,472 | | 101,956 |

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (平成24年 3月31日) | | 当事業年度 (平成25年 3月31日) | |
|-----------|----------|------------------------|--------|------------------------|--------|
| | | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 短期借入金 | | | - | | 3,000 |
| 関係会社短期借入金 | | | 8,500 | | 2,000 |
| 預り金 | | | 93 | | 102 |
| 未払金 | 1 | | 6,276 | | 6,481 |
| 未払収益分配金 | | 4 | | 3 | |
| 未払償還金 | | 50 | | 42 | |
| 未払手数料 | | 3,610 | | 3,764 | |
| その他未払金 | | 2,610 | | 2,671 | |
| 未払費用 | 1 | | 6,760 | | 6,979 |
| 未払法人税等 | | | 856 | | 763 |
| 前受収益 | | | 6 | | - |
| 賞与引当金 | | | 2,816 | | 3,109 |
| 流動負債計 | | | 25,310 | | 22,436 |
| 固定負債 | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | 2,437 | | 813 |
| 時効後支払損引当金 | | | 489 | | 495 |
| 繰延税金負債 | | | 7 | | 1,640 |
| 固定負債計 | | | 2,934 | | 2,948 |
| 負債合計 | | | 28,244 | | 25,385 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | | | |
| 資本金 | | | 68,521 | | 71,942 |
| 資本剰余金 | | | 17,180 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | | 11,729 | | 11,729 |

| | | | | | |
|--------------|--|--------|--------|--------|---------|
| 資本準備金 | | 11,729 | | 11,729 | |
| 利益剰余金 | | | 39,611 | | 43,032 |
| 利益準備金 | | 685 | | 685 | |
| その他利益剰余金 | | 38,926 | | 42,347 | |
| 別途積立金 | | 24,606 | | 24,606 | |
| 繰越利益剰余金 | | 14,320 | | 17,740 | |
| 評価・換算差額等 | | | 2,705 | | 4,628 |
| その他有価証券評価差額金 | | | 2,693 | | 4,659 |
| 繰延ヘッジ損益 | | | 12 | | 30 |
| 純資産合計 | | | 71,227 | | 76,570 |
| 負債・純資産合計 | | | 99,472 | | 101,956 |

(2) 損益計算書

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) | | 当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) | |
|-----------|----------|---|--------|---|--------|
| | | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | 78,412 | | 74,067 |
| 運用受託報酬 | | | 17,784 | | 17,516 |
| その他営業収益 | | | 129 | | 163 |
| 営業収益計 | | | 96,325 | | 91,747 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | 40,671 | | 37,925 |
| 広告宣伝費 | | | 952 | | 768 |
| 公告費 | | | 0 | | 0 |
| 受益証券発行費 | | | 5 | | 5 |
| 調査費 | | | 19,308 | | 16,591 |
| 調査費 | | 1,108 | | 1,138 | |
| 委託調査費 | | 18,200 | | 15,453 | |
| 委託計算費 | | | 931 | | 903 |
| 営業雑経費 | | | 2,523 | | 2,616 |
| 通信費 | | 213 | | 199 | |
| 印刷費 | | 1,085 | | 1,057 | |
| 協会費 | | 76 | | 76 | |
| 諸経費 | | 1,147 | | 1,282 | |
| 営業費用計 | | | 64,393 | | 58,810 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | 9,635 | | 10,039 |
| 役員報酬 | 2 | 252 | | 229 | |
| 給料・手当 | | 6,602 | | 6,696 | |
| 賞与 | | 2,780 | | 3,114 | |
| 交際費 | | | 140 | | 122 |
| 旅費交通費 | | | 473 | | 446 |
| 租税公課 | | | 224 | | 289 |
| 不動産賃借料 | | | 1,309 | | 1,242 |
| 退職給付費用 | | | 1,039 | | 1,067 |
| 固定資産減価償却費 | | | 4,354 | | 4,106 |

| | | | |
|--------|--|--------|--------|
| 諸経費 | | 6,204 | 6,273 |
| 一般管理費計 | | 23,381 | 23,589 |
| 営業利益 | | 8,550 | 9,347 |

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|--------------|----------|--|--|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 営業外収益 | | | |
| 受取配当金 | 1 | 4,116 | 3,002 |
| 収益分配金 | | 9 | 0 |
| 受取利息 | | 3 | 2 |
| 金銭の信託運用益 | | 377 | 1,016 |
| 為替差益 | | 55 | 43 |
| その他 | | 360 | 331 |
| 営業外収益計 | | 4,924 | 4,396 |
| 営業外費用 | | | |
| 支払利息 | 1 | 54 | 56 |
| 時効後支払損引当金繰入額 | | 38 | 9 |
| その他 | | 11 | 78 |
| 営業外費用計 | | 104 | 145 |
| 経常利益 | | 13,370 | 13,598 |
| 特別利益 | | | |
| 投資有価証券等売却益 | | 36 | 59 |
| 株式報酬受入益 | | 177 | 160 |
| 固定資産売却益 | | - | 10 |
| 特別利益計 | | 214 | 230 |
| 特別損失 | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 136 | 60 |
| 投資有価証券等評価損 | | 1 | 9 |
| 関係会社株式評価損 | | - | 2,916 |
| 固定資産除却損 | 3 | 82 | 118 |
| 特別損失計 | | 221 | 3,105 |
| 税引前当期純利益 | | 13,363 | 10,723 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 3,625 | 3,765 |
| 法人税等調整額 | | 1,228 | 446 |
| 当期純利益 | | 8,509 | 6,510 |

(3) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|-------|--|--|
| | 株主資本 | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 17,180 |
| 当期変動額 | | |

| | | |
|--------------|--------|--------|
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 17,180 | 17,180 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | 11,729 | 11,729 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 11,729 | 11,729 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 11,729 | 11,729 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 11,729 | 11,729 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 当期首残高 | 685 | 685 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 685 | 685 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | | |
| 当期首残高 | 24,606 | 24,606 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 24,606 | 24,606 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 14,077 | 14,320 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 8,267 | 3,090 |
| 当期純利益 | 8,509 | 6,510 |
| 当期変動額合計 | 242 | 3,420 |
| 当期末残高 | 14,320 | 17,740 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 39,369 | 39,611 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 8,267 | 3,090 |
| 当期純利益 | 8,509 | 6,510 |
| 当期変動額合計 | 242 | 3,420 |
| 当期末残高 | 39,611 | 43,032 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 68,279 | 68,521 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 8,267 | 3,090 |
| 当期純利益 | 8,509 | 6,510 |
| 当期変動額合計 | 242 | 3,420 |
| 当期末残高 | 68,521 | 71,942 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 2,694 | 2,693 |

| | | |
|---------------------|--------|--------|
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 0 | 1,965 |
| 当期変動額合計 | 0 | 1,965 |
| 当期末残高 | 2,693 | 4,659 |
| 繰延ヘッジ損益 | | |
| 当期首残高 | 69 | 12 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 82 | 43 |
| 当期変動額合計 | 82 | 43 |
| 当期末残高 | 12 | 30 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 2,624 | 2,705 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 81 | 1,922 |
| 当期変動額合計 | 81 | 1,922 |
| 当期末残高 | 2,705 | 4,628 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 70,903 | 71,227 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 8,267 | 3,090 |
| 当期純利益 | 8,509 | 6,510 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 81 | 1,922 |
| 当期変動額合計 | 324 | 5,342 |
| 当期末残高 | 71,227 | 76,570 |

[重要な会計方針]

| | |
|-------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1)子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) 其他有価証券 時価のあるもの ... 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法 |
| 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 4. 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に 取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっており ます。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年 |

| | |
|----------------|--|
| 5. 引当金の計上基準 | <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> |
| 6. リース取引の処理方法 | <p>リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> |
| 7. ヘッジ会計 | <p>(1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約 ヘッジ対象 - 投資有価証券</p> <p>(3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p> |
| 8. 消費税等の会計処理方法 | <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理してあります。</p> |
| 9. 連結納税制度の適用 | <p>連結納税制度を適用しております。</p> |

[会計方針の変更等]

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

| 前事業年度末 (平成24年3月31日) | 当事業年度末 (平成25年3月31日) |
|--|--|
| 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 | 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 |
| 未払金 2,320百万円 | 未払金 2,368百万円 |
| 未払費用 1,267 | 未払費用 1,584 |
| 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 | 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 |
| 建物 477百万円 | 建物 518百万円 |
| 器具備品 2,303 | 器具備品 2,524 |
| 合計 2,780 | 合計 3,043 |

損益計算書関係

| 前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|---|---|
| 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 | 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 |
| 受取配当金 3,776百万円 | 受取配当金 2,922百万円 |
| 支払利息 54 | 支払利息 44 |
| 2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。 | 2. 役員報酬の範囲額 (同左) |
| 3. 固定資産除却損 | 3. 固定資産除却損 |
| 建物 19百万円 | 建物 5百万円 |
| 器具備品 9 | 器具備品 23 |
| ソフトウェア 53 | ソフトウェア 89 |
| 合計 82 | 合計 118 |

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年7月11日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 野村ホールディングス株式会社株式

配当財産の帳簿価額 8,267百万円

1株当たり配当額 1,605円12銭

基準日 平成23年7月19日

効力発生日 平成23年7月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,090百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 600円

基準日 平成24年3月31日

効力発生日 平成24年6月1日

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 5,150,693株 | - | - | 5,150,693株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,090百万円

1株当たり配当額 600円

基準日 平成24年3月31日

効力発生日 平成24年6月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,966百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 770円

基準日 平成25年3月31日

効力発生日 平成25年6月21日

リース取引関係

| 前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|--|--|
| | |

| 1. ファイナンス・リース取引 | 1. ファイナンス・リース取引 |
|--|--|
| (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。 | (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) (同左) |
| (2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 | (2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 |
| 器具備品 | 器具備品 |
| 取得価額相当額 184百万円 | 取得価額相当額 - 百万円 |
| 減価償却累計額相当額 163 | 減価償却累計額相当額 - |
| 減損損失累計額相当額 - | 減損損失累計額相当額 - |
| 期末残高相当額 21 | 期末残高相当額 - |
| 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 | 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 |
| 未経過リース料期末残高相当額 | 未経過リース料期末残高相当額 |
| 1年以内 22百万円 | 1年以内 - 百万円 |
| 1年超 - | 1年超 - |
| 合計 22 | 合計 - |
| リース資産減損勘定期末残高 - 百万円 | リース資産減損勘定期末残高 - 百万円 |
| 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 | 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 |
| 支払リース料 75百万円 | 支払リース料 22百万円 |
| リース資産減損勘定の取崩額 - | リース資産減損勘定の取崩額 - |
| 減価償却費相当額 70 | 減価償却費相当額 21 |
| 支払利息相当額 1 | 支払利息相当額 0 |
| 減損損失 - | 減損損失 - |
| 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 | 減価償却費相当額の算定方法 (同左) |
| 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。 | 利息相当額の算定方法 (同左) |
| 2. オペレーティング・リース取引 | 2. オペレーティング・リース取引 |
| 未経過リース料 | 未経過リース料 |
| 1年以内 15百万円 | 1年以内 3百万円 |
| 1年超 24 | 1年超 2 |
| 合計 40 | 合計 6 |

金融商品関係

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の

為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------|----------|---------|--------|
| (1)現金・預金 | 240 | 240 | - |
| (2)金銭の信託 | 50,326 | 50,326 | - |
| (3)短期貸付金 | 153 | 153 | - |
| (4)未収委託者報酬 | 8,149 | 8,149 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 7,725 | 7,725 | - |
| (6)関係会社株式 | 3,064 | 89,073 | 86,009 |
| 資産計 | 69,658 | 155,667 | 86,009 |
| (7)短期借入金 | - | - | - |
| (8)関係会社短期借入金 | 8,500 | 8,500 | - |
| (9)未払金 | 6,276 | 6,276 | - |
| 未払収益分配金 | 4 | 4 | - |
| 未払償還金 | 50 | 50 | - |
| 未払手数料 | 3,610 | 3,610 | - |
| その他未払金 | 2,610 | 2,610 | - |
| (10)未払費用 | 6,760 | 6,760 | - |
| (11)未払法人税等 | 856 | 856 | - |
| 負債計 | 22,393 | 22,393 | - |

| | | | |
|------------------|----|----|---|
| (12)デリバティブ取引（*） | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | - | - | - |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 10 | 10 | - |
| デリバティブ取引計 | 10 | 10 | - |

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(8) 関係会社短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払費用、(11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券766百万円、関係会社株式11,365百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金 | 238 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 50,326 | - | - | - |
| 短期貸付金 | 153 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 8,149 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | 1,800 | 1 | - | - |
| 合計 | 60,668 | 1 | - | - |

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|----------|---------|---------|
| (1)現金・預金 | 333 | 333 | - |
| (2)金銭の信託 | 51,061 | 51,061 | - |
| (3)短期貸付金 | - | - | - |
| (4)未収委託者報酬 | 8,651 | 8,651 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 12,678 | 12,678 | - |
| (6)関係会社株式 | 3,064 | 104,822 | 101,758 |
| 資産計 | 75,789 | 177,548 | 101,758 |
| (7)短期借入金 | 3,000 | 3,000 | - |
| (8)関係会社短期借入金 | 2,000 | 2,000 | - |
| (9)未払金 | 6,481 | 6,481 | - |
| 未払収益分配金 | 3 | 3 | - |
| 未払償還金 | 42 | 42 | - |
| 未払手数料 | 3,764 | 3,764 | - |
| その他未払金 | 2,671 | 2,671 | - |
| (10)未払費用 | 6,979 | 6,979 | - |
| (11)未払法人税等 | 763 | 763 | - |
| 負債計 | 19,224 | 19,224 | - |
| (12)デリバティブ取引（*） | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | - | - | - |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 3 | 3 | - |
| デリバティブ取引計 | 3 | 3 | - |

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(4) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 短期借入金、(8) 関係会社短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払費用、(11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券883百万円、関係会社株式9,028百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,916百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金 | 333 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 51,061 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 8,651 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | 4,500 | - | - | - |
| 合計 | 64,547 | - | - | - |

有価証券関係

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．売買目的有価証券(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(平成24年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------|-----------------------|-------------|-------------|
| 関連会社株式 | 3,064 | 89,073 | 86,009 |
| 合計 | 3,064 | 89,073 | 86,009 |

4．その他有価証券(平成24年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 4,624 | 282 | 4,341 |
| 小計 | 4,624 | 282 | 4,341 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 投資信託(1) | 1,300 | 1,431 | 130 |
| 譲渡性預金 | 1,800 | 1,800 | - |
| 小計 | 3,100 | 3,231 | 130 |
| 合計 | 7,725 | 3,514 | 4,210 |

- (1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は12百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| 区分 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|------|----------|--------------|--------------|
| 株式 | 40 | 1 | 26 |
| 投資信託 | 1,343 | - | 110 |
| 合計 | 1,384 | 1 | 136 |

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．売買目的有価証券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(平成25年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------|-----------------------|-------------|-------------|
| 関連会社株式 | 3,064 | 104,822 | 101,758 |
| 合計 | 3,064 | 104,822 | 101,758 |

4．その他有価証券(平成25年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----|-----------------------|---------------|-------------|
|----|-----------------------|---------------|-------------|

| | | | |
|----------------------|--------|-------|-------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 7,534 | 282 | 7,251 |
| 小計 | 7,534 | 282 | 7,251 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 投資信託(1) | 644 | 645 | 0 |
| 譲渡性預金 | 4,500 | 4,500 | - |
| 小計 | 5,144 | 5,145 | 0 |
| 合計 | 12,678 | 5,427 | 7,250 |

- (1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は30百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

| 区分 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|------|----------|--------------|--------------|
| 株式 | 21 | 6 | - |
| 投資信託 | 708 | - | 60 |
| 合計 | 730 | 6 | 60 |

デリバティブ取引関係

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | 契約額等のうち1年超 | 時価 | 当該時価の算定方法 |
|------------|--------------|---------|-------|------------|---------|--------------|
| 原則的処理方法 | 為替予約取引 | 投資信託 | 1,308 | - | 10 | 先物為替相場によっている |
| 為替予約等の振当処理 | 為替予約取引 | 短期貸付金 | 153 | - | (*1) - | - |
| 合計 | | | 1,462 | - | (*1) 10 | - |

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 通貨関連

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | 契約額等のうち1年超 | 時価 | 当該時価の算定方法 |
|----------|--------------|---------|------|------------|----|--------------|
| 原則的処理方法 | 為替予約取引 | 投資信託 | 647 | - | 3 | 先物為替相場によっている |
| 合 計 | | | 647 | - | 3 | - |

退職給付関係

| 前事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) | |
|---|-----------|
| 1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 | |
| 2. 退職給付債務に関する事項(平成24年 3月31日) | |
| イ. 退職給付債務 | 13,948百万円 |
| ロ. 年金資産 | 9,508 |
| ハ. 未積立退職給付債務(イ + ロ) | 4,440 |
| ニ. 会計基準変更時差異の未処理額 | |
| ホ. 未認識数理計算上の差異 | 2,575 |
| ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額) | 572 |
| ト. 貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ + ヘ) | 2,437 |
| チ. 前払年金費用 | |
| リ. 退職給付引当金(ト - チ) | 2,437 |
| 3. 退職給付費用に関する事項(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) | |
| イ. 勤務費用 | 543百万円 |
| ロ. 利息費用 | 272 |
| ハ. 期待運用収益 | 186 |
| ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額 | |
| ホ. 数理計算上の差異の費用処理額 | 280 |
| ヘ. 過去勤務債務の費用処理額 | 40 |
| ト. 退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ + ヘ) | 869 |
| チ. その他(注) | 170 |
| 計 | 1,039 |
| (注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。 | |

| | |
|------------------------|---|
| 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 | |
| イ. 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ロ. 割引率 | 1.8% |
| ハ. 期待運用収益率 | 2.5% |
| ニ. 過去勤務債務の額の処理年数 | 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。) |
| ホ. 数理計算上の差異の処理年数 | (1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。) |
| ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数 | 該当はありません。 |

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成25年3月31日)

| | |
|------------------------|-----------|
| イ. 退職給付債務 | 15,209百万円 |
| ロ. 年金資産 | 12,456 |
| ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ) | 2,752 |
| ニ. 会計基準変更時差異の未処理額 | |
| ホ. 未認識数理計算上の差異 | 2,471 |
| ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額) | 532 |
| ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ) | 813 |
| チ. 前払年金費用 | |
| リ. 退職給付引当金(ト-チ) | 813 |

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

| | |
|------------------------|--------|
| イ. 勤務費用 | 608百万円 |
| ロ. 利息費用 | 251 |
| ハ. 期待運用収益 | 237 |
| ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額 | |
| ホ. 数理計算上の差異の費用処理額 | 304 |
| ヘ. 過去勤務債務の費用処理額 | 40 |
| ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ) | 885 |
| チ. その他(注) | 170 |
| 計 | 1,055 |

(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。

| | |
|------------------------|---|
| 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 | |
| イ. 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ロ. 割引率 | 1.5% |
| ハ. 期待運用収益率 | 2.5% |
| ニ. 過去勤務債務の額の処理年数 | 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。) |
| ホ. 数理計算上の差異の処理年数 | (1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。) |
| ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数 | 該当はありません。 |

税効果会計関係

| 前事業年度末 (平成24年3月31日) | | 当事業年度末 (平成25年3月31日) | |
|-------------------------------|-------|-------------------------------|-------|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | |
| 繰延税金資産 | 百万円 | 繰延税金資産 | 百万円 |
| 賞与引当金 | 1,070 | 賞与引当金 | 1,181 |
| 関係会社株式評価減 | - | 関係会社株式評価減 | 1,050 |
| 所有株式税務簿価通算差異 | 776 | 所有株式税務簿価通算差異 | 776 |
| 投資有価証券評価減 | 501 | 投資有価証券評価減 | 501 |
| ゴルフ会員権評価減 | 430 | ゴルフ会員権評価減 | 408 |
| 退職給付引当金 | 877 | 退職給付引当金 | 292 |
| 減価償却超過額 | 243 | 減価償却超過額 | 208 |
| 未払事業税 | 166 | 未払事業税 | 184 |
| 時効後支払損引当金 | 176 | 時効後支払損引当金 | 178 |
| 子会社株式売却損 | 172 | 子会社株式売却損 | 172 |
| 未払社会保険料 | 80 | 未払社会保険料 | 90 |
| 繰延ヘッジ損失 | - | 繰延ヘッジ損失 | 18 |
| その他 | 68 | その他 | 124 |
| 繰延税金資産小計 | 4,564 | 繰延税金資産小計 | 5,189 |
| 評価性引当金 | 1,650 | 評価性引当金 | 2,704 |
| 繰延税金資産計 | 2,913 | 繰延税金資産計 | 2,485 |
| 繰延税金負債 | | 繰延税金負債 | |
| 有価証券評価差額金 | 1,511 | 有価証券評価差額金 | 2,620 |
| 繰延ヘッジ利益 | 7 | 繰延ヘッジ利益 | - |
| 繰延税金負債計 | 1,518 | 繰延税金負債計 | 2,620 |
| 繰延税金資産(純額) | 1,394 | 繰延税金負債(純額) | 135 |

| | |
|---|--|
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |
| 法定実効税率 | 法定実効税率 |
| (調整) | (調整) |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 交際費等永久に損金に算入されない項目 |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 |
| 住民税等均等割 | 住民税等均等割 |
| タックスヘイブン税制 | タックスヘイブン税制 |
| 外国税額控除 | 外国税額控除 |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 |
| 関係会社株式評価減 | 関係会社株式評価減 |
| その他 | その他 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 |
| 41.0% | 38.0% |
| 0.3% | 0.5% |
| 11.3% | 10.1% |
| 0.0% | 0.0% |
| 4.2% | 2.1% |
| 0.0% | 0.0% |
| 2.4% | -% |
| -% | 10.3% |
| 0.3% | 1.6% |
| 36.3% | 39.2% |
| 3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 | |
| 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後開始する事業年度より、法人税率が30%から25.5%に引き下げられました。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が同日に公布され、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間(指定期間)内に開始する事業年度(3年間)は、各課税事業年度の基準法人税額の10%が復興特別法人税として課税されることになりました。これらの改正により、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率は平成24年4月1日から平成27年3月31日までに解消すると見込まれる一時差異等については38%、平成27年4月1日以降に解消すると見込まれる一時差異等については36%となっております。 | |
| この改正の影響により、繰延税金資産の純額が108百万円減少し、法人税等調整額は322百万円増加しております。 | |

セグメント情報等

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|----------------|--------|------------------|-----------|-----------------------|----------------------|-------------|-----------|-------------------|-----------|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 594,492 (百万円) | 持株会社 | (被所有) 直接 100.0% | 資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任 | 資金の借入(*1) | 90,500 | 関係会社 短期 借入金 | 8,500 |
| | | | | | | | 資金の返済 | 90,000 | | |
| | | | | | | | 借入金利息の支払 | 54 | 未払費用 | 2 |
| | | | | | | | 金銭信託の移管(*2) | 9,258 | - | - |
| | | | | | | | 株式交換(*3) | 8,267 | - | - |

(イ) 子会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|------|-------------|---------|-----------------|-----------|----------------|-----------|-----------------------|-----------|------|-----------|
| 関連会社 | 株式会社野村総合研究所 | 東京都千代田区 | 18,600 (百万円) | 情報サービス業 | (所有)直接21.6% | | 自社利用のソフトウェア開発の委託等(*4) | 5,887 | 未払費用 | 478 |

(ウ) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---------|----------------------------|--------|-----------------|-----------|----------------|---|------------------------|-----------|-------|-----------|
| 親会社の子会社 | 野村証券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000 (百万円) | 証券業 | | 当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*5) | 33,134 | 未払手数料 | 2,987 |
| 親会社の子会社 | 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社 | 東京都中央区 | 400 (百万円) | 投資顧問業 | | 当社投資信託の運用委託 役員の兼任 | 投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*6) | 2,126 | 未払費用 | 787 |

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 譲渡代金は、平成24年1月17日における時価評価金額としております。

(*3) 当社が保有する野村土地建物株式会社株式と引き換えに野村ホールディングス株式会社株式を取得いたしました。交換は、第三者算定機関の算定による交換比率に基づいております。

(*4) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*5) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*6) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

(株)野村総合研究所

| | |
|----------|---------|
| 流動資産合計 | 166,580 |
| 固定資産合計 | 229,654 |
| 流動負債合計 | 72,440 |
| 固定負債合計 | 74,932 |
| 純資産合計 | 248,861 |
| 売上高 | 320,289 |
| 税引前当期純利益 | 62,962 |
| 当期純利益 | 41,340 |

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|----------------|--------|------------------|-----------|-------------------|----------------------|-----------|-----------|-------|-----------|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 594,492 (百万円) | 持株会社 | (被所有)直接 100.0% | 資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任 | 資金の借入(*1) | 59,500 | 短期借入金 | 2,000 |
| | | | | | | | 資金の返済 | 66,000 | | |
| | | | | | | | 借入金利息の支払 | 44 | 未払費用 | 0 |

(イ) 子会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|------|-------------|---------|-----------------|-----------|-----------------|------------|-----------------------|-----------|------|-----------|
| 関連会社 | 株式会社野村総合研究所 | 東京都千代田区 | 18,600 (百万円) | 情報サービス業 | (所有)直接 21.6% | サービス・製品の購入 | 自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2) | 4,433 | 未払費用 | 706 |

(ウ) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|----|------------|-----|-----|-----------|----------------|-----------|-------|-----------|----|-----------|
|----|------------|-----|-----|-----------|----------------|-----------|-------|-----------|----|-----------|

| | | | | | | | | | | |
|-------------|--|-----------------|-----------------|-------|--|--|--|--------|-----------|-------|
| 親会社の 子会社 | 野村証券 株式会社 | 東京都 中央区 | 10,000 (百万円) | 証券業 | | 当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*3) | 30,983 | 未払手 数料 | 3,105 |
| 親会社の 子会社 | 野村ファン ド・リサー チ・アンド ・テクノ ロジー株式 会社 | 東京都 中央区 | 400 (百万円) | 投資顧問業 | | 当社投資信託 の運用委託 役員の兼任 | 投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*4) | 1,941 | 未払費用 | 827 |
| 親会社の 子会社 | 野村信託 銀行株式 会社 | 東京都 千代田 区 | 30,000 (百万円) | 信託銀行業 | | 資産の賃貸借 及び購入等 役員の兼任 | 資金の借 入(*1) | 3,000 | 短期借入 金 | 3,000 |
| | | | | | | | 借入金利息 の支払 | 12 | 未払費用 | - |

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代 hands 手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

(株)野村総合研究所

流動資産合計 173,316

固定資産合計 239,585

流動負債合計 119,842

固定負債合計 20,742

純資産合計 272,316

| | |
|----------|---------|
| 売上高 | 337,340 |
| 税引前当期純利益 | 34,113 |
| 当期純利益 | 21,544 |

1株当たり情報

| 前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | | 当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) | |
|---|------------|---|------------|
| 1株当たり純資産額 | 13,828円81銭 | 1株当たり純資産額 | 14,866円12銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 1,652円20銭 | 1株当たり当期純利益 | 1,264円08銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 | | 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 | |
| 損益計算書上の当期純利益 | 8,509百万円 | 損益計算書上の当期純利益 | 6,510百万円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 8,509百万円 | 普通株式に係る当期純利益 | 6,510百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 | | 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 | |
| 普通株式の期中平均株式数 | 5,150,693株 | 普通株式の期中平均株式数 | 5,150,693株 |

中間財務諸表

中間貸借対照表

| | | 平成25年9月30日現在 |
|----------|----------|--------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) |
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 212 |
| 金銭の信託 | | 40,345 |
| 有価証券 | | 9,300 |
| 未収委託者報酬 | | 9,996 |
| 未収収益 | | 5,897 |
| 繰延税金資産 | | 1,221 |
| その他 | | 523 |
| 貸倒引当金 | | 7 |
| 流動資産計 | | 67,488 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 1,503 |
| 無形固定資産 | | 8,073 |
| ソフトウェア | | 8,072 |
| その他 | | 1 |
| 投資その他の資産 | | 24,943 |
| 投資有価証券 | | 12,512 |
| 関係会社株式 | | 12,092 |
| 前払年金費用 | | 13 |
| その他 | | 324 |
| 固定資産計 | | 34,520 |
| 資産合計 | | 102,009 |

| | | |
|--|--|--------------|
| | | 平成25年9月30日現在 |
|--|--|--------------|

| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) |
|--------------|----------|---------|
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | | 2 |
| 未払償還金 | | 40 |
| 未払手数料 | | 4,303 |
| その他未払金 | 2 | 1,997 |
| 未払費用 | | 6,705 |
| 未払法人税等 | | 1,055 |
| 賞与引当金 | | 1,989 |
| その他 | | 108 |
| 流動負債計 | | 16,201 |
| 固定負債 | | |
| 時効後支払損引当金 | | 504 |
| 繰延税金負債 | | 3,124 |
| 固定負債計 | | 3,628 |
| 負債合計 | | 19,830 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | 75,436 |
| 資本金 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | 11,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 |
| 利益剰余金 | | 46,526 |
| 利益準備金 | | 685 |
| その他利益剰余金 | | 45,841 |
| 別途積立金 | | 24,606 |
| 繰越利益剰余金 | | 21,235 |
| 評価・換算差額等 | | 6,741 |
| その他有価証券評価差額金 | | 6,809 |
| 繰延ヘッジ損益 | | 67 |
| 純資産合計 | | 82,178 |
| 負債・純資産合計 | | 102,009 |

中間損益計算書

| | | 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日 |
|---------|----------|---------------------------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 43,970 |
| 運用受託報酬 | | 11,575 |
| その他営業収益 | | 90 |
| 営業収益計 | | 55,636 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | | 22,457 |
| 調査費 | | 9,742 |
| その他営業費用 | | 2,266 |
| 営業費用計 | | 34,466 |
| 一般管理費 | 1 | 12,258 |

| | | |
|--------------|---|--------|
| 営業利益 | | 8,912 |
| 営業外収益 | 2 | 2,738 |
| 営業外費用 | 3 | 839 |
| 経常利益 | | 10,811 |
| 特別利益 | 4 | 152 |
| 特別損失 | 5 | 5 |
| 税引前中間純利益 | | 10,958 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 2,918 |
| 法人税等調整額 | | 579 |
| 中間純利益 | | 7,460 |

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

(単位：百万円)

| | 自 平成25年4月1日 | 至 平成25年9月30日 |
|-----------------|-------------|--------------|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | | 17,180 |
| 当中間期変動額 | | |
| 当中間期変動額合計 | | - |
| 当中間期末残高 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | | 11,729 |
| 当中間期変動額 | | |
| 当中間期変動額合計 | | - |
| 当中間期末残高 | | 11,729 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | | 11,729 |
| 当中間期変動額 | | |
| 当中間期変動額合計 | | - |
| 当中間期末残高 | | 11,729 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 当期首残高 | | 685 |
| 当中間期変動額 | | |
| 当中間期変動額合計 | | - |
| 当中間期末残高 | | 685 |
| その他利益剰余金 | | |

| | |
|-----------------------|--------|
| 別途積立金 | |
| 当期首残高 | 24,606 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 24,606 |
| 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 17,740 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 3,966 |
| 中間純利益 | 7,460 |
| 当中間期変動額合計 | 3,494 |
| 当中間期末残高 | 21,235 |
| 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 43,032 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 3,966 |
| 中間純利益 | 7,460 |
| 当中間期変動額合計 | 3,494 |
| 当中間期末残高 | 46,526 |
| 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 71,942 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 3,966 |
| 中間純利益 | 7,460 |
| 当中間期変動額合計 | 3,494 |
| 当中間期末残高 | 75,436 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | 4,659 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 2,150 |
| 当中間期変動額合計 | 2,150 |
| 当中間期末残高 | 6,809 |
| 繰延ヘッジ損益 | |
| 当期首残高 | 30 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 36 |
| 当中間期変動額合計 | 36 |
| 当中間期末残高 | 67 |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 4,628 |
| 当中間期変動額 | |

| | |
|-----------------------|--------|
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 2,113 |
| 当中間期変動額合計 | 2,113 |
| 当中間期末残高 | 6,741 |
| 純資産合計 | |
| 当期首残高 | 76,570 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 3,966 |
| 中間純利益 | 7,460 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 2,113 |
| 当中間期変動額合計 | 5,607 |
| 当中間期末残高 | 82,178 |

[重要な会計方針]

| | |
|------------------------|---|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>子会社株式及び関連会社株式... 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法</p> |
| 2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 4 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> |
| 5 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> |

| | |
|-------------|---|
| | (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 |
| 6 ヘッジ会計の方法 | (1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約 ヘッジ対象 - 投資有価証券 (3) ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。 |
| 7 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。 |
| 8 連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |

[注記事項]

中間貸借対照表関係

| 平成25年9月30日現在 | |
|------------------|---|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,217百万円 |
| 2 消費税等の取扱い | 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。 |

中間損益計算書関係

| | 自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日 |
|-----------------|-----------------------------|
| 1 減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 | 173百万円 |
| 無形固定資産 | 1,637百万円 |
| 長期前払費用 | 4百万円 |
| 2 営業外収益のうち主要なもの | |
| 受取配当金 | 2,551百万円 |
| 3 営業外費用のうち主要なもの | |
| 支払利息 | 11百万円 |
| 金銭の信託運用損 | 715百万円 |

| | | | |
|---|-----------|-----|-----|
| 4 | 特別利益の内訳 | | |
| | 株式報酬受入益 | 152 | 百万円 |
| 5 | 特別損失の内訳 | | |
| | 投資有価証券評価損 | 2 | 百万円 |
| | 固定資産除却損 | 3 | 百万円 |

中間株主資本等変動計算書関係

| | | | | |
|---------------------------------|--|------------|--------------|------------------------|
| 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日 | | | | |
| 1 | 発行済株式に関する事項 | | | |
| | 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 |
| | 普通株式 | 5,150,693株 | - | - |
| | | | | 当中間会計期間末 5,150,693株 |
| 2 | 配当に関する事項 | | | |
| | 配当金支払額 | | | |
| | 平成25年 5月 14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。 | | | |
| | ・普通株式の配当に関する事項 | | | |
| | (1) 配当金の総額 | | 3,966 | 百万円 |
| | (2) 1株当たり配当額 | | 770 | 円 |
| | (3) 基準日 | | 平成25年 3月 31日 | |
| | (4) 効力発生日 | | 平成25年 6月 21日 | |

金融商品関係

当中間会計期間（自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年 9月 30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------|------------|---------|---------|
| (1)現金・預金 | 212 | 212 | - |
| (2)金銭の信託 | 40,345 | 40,345 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 9,996 | 9,996 | - |
| (4)有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 其他有価証券 | 20,832 | 20,832 | - |
| (5)関係会社株式 | 3,064 | 147,949 | 144,885 |
| 資産計 | 74,450 | 219,336 | 144,885 |
| (6)未払金 | 6,343 | 6,343 | - |
| 未払収益分配金 | 2 | 2 | - |
| 未払償還金 | 40 | 40 | - |
| 未払手数料 | 4,303 | 4,303 | - |
| 其他未払金 | 1,997 | 1,997 | - |
| (7)未払費用 | 6,705 | 6,705 | - |

| | | | |
|------------------|--------|--------|---|
| (8)未払法人税等 | 1,055 | 1,055 | - |
| 負債計 | 14,104 | 14,104 | - |
| (9)デリバティブ取引（*） | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | - | - | - |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 6 | 6 | - |
| デリバティブ取引計 | 6 | 6 | - |

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券979百万円、関係会社株式9,028百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

有価証券関係

当中間会計期間末（平成25年9月30日）

1．満期保有目的の債券(平成25年9月30日)

該当事項はありません。

2．子会社株式及び関連会社株式(平成25年9月30日)

| 区分 | 中間貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------|-------------------------|-------------|-------------|
| 関連会社株式 | 3,064 | 147,949 | 144,885 |
| 合計 | 3,064 | 147,949 | 144,885 |

3．その他有価証券(平成25年9月30日)

| 区分 | 中間貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------------|-------------------------|---------------|-------------|
| 中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 10,828 | 282 | 10,545 |
| 投資信託(1) | 702 | 644 | 58 |
| 小計 | 11,531 | 926 | 10,604 |
| 中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 投資信託 | 0 | 1 | 0 |
| 譲渡性預金 | 9,300 | 9,300 | - |
| 小計 | 9,300 | 9,301 | 0 |
| 合計 | 20,832 | 10,227 | 10,604 |

- (1) 当中間会計期間において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は67百万円（税効果会計適用後）であり、中間貸借対照表に計上しております。

デリバティブ取引関係

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の 方法 | デリバティブ 取引の種類等 | 主なヘッジ 対象 | 契約額等 | 契約額等の うち1年超 | 時価 | 当該時価の算定方法 |
|--------------|------------------|-------------|------|----------------|----|-----------|
|--------------|------------------|-------------|------|----------------|----|-----------|

| | | | | | | |
|---------|--------|------|-----|---|---|--------------|
| 原則的処理方法 | 為替予約取引 | 投資信託 | 709 | - | 6 | 先物為替相場によっている |
|---------|--------|------|-----|---|---|--------------|

セグメント情報等

当中間会計期間(自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1株当たり情報

| | 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日 |
|---|--------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 15,954円87銭 |
| 1株当たり中間純利益 | 1,448円44銭 |
| (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。 | |
| 2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 | |
| 中間純利益 | 7,460百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - |
| 普通株式に係る中間純利益 | 7,460百万円 |
| 期中平均株式数 | 5,150千株 |

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 更新後 >

(1)受託者

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 |
|------------|-----------------------|--|
| 野村信託銀行株式会社 | 30,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |

* 平成26年3月末現在

(2)販売会社

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 |
|----------|-----------------------|---------------------------------|
| 野村証券株式会社 | 10,000百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

* 平成26年3月末現在

(3)投資顧問会社

| (a)名称 | (b)資本金の額 [*] | (c)事業の内容 |
|----------------------------|-----------------------|------------------------------|
| 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社 | 400百万円 | 「金融商品取引法」に定める投資運用業などを営んでいます。 |

* 平成26年3月末現在

独立監査人の監査報告書

平成26年4月18日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 岩 部 俊 夫 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 森 重 俊 寛 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラファンドマスターズ日本株の平成25年8月30日から平成26年2月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラファンドマスターズ日本株の平成26年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 亀井 純 子指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 岩部俊夫 |
|--------------------|-------|------|

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 森重俊寛 |
|--------------------|-------|------|

| | | |
|--------------------|-------|-----|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 湯原尚 |
|--------------------|-------|-----|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態

及び同日をもって終了する中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。